

新旧対照表

2024年4月26日

非課税上場株式等管理および特定非課税累積投資に関する約款

(下線部変更)

新	旧
<p>第7条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. 当社は、前項により特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権に限ります。）について、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第13項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件に基づき、手数料等を以下のとおりとします。</u></p> <p><u>(1)当社はお客様より特定累積投資勘定への定期的</u> <u>に継続して取得する方法による上場株式等の買付または譲渡等（終了もしくは一部売付を含む。）に際し、手数料等はいただきません。</u></p> <p><u>(2)当社はお客様より特定累積投資勘定へ定期的に</u> <u>継続して取得する方法により買付けた上場株式等に係る保管の委託がされる期間において、当該管理に係る手数料等はいただきません。</u></p>	<p>第7条（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 省略</p> <p>2. <u>新設</u></p>
<p><u>第9条の2（信託報酬等の通知等）</u></p> <p><u>租税特別措置法施行令第25条の13第13項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件に基づき、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で買付された上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権に限ります。）に係る信託報酬等のうち、お客様が負担した概算額等を年1回、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p>	<p><u>第9条の2（信託報酬等の通知等）</u></p> <p><u>新設</u></p>

以上